

# 役員等報酬規程

社会福祉法人江原恵明会

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、本会の評議員及び理事、監事(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬の体系)

第2条 役員は月額報酬及び退職慰労金とする。

2 月額報酬は、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

## (報酬の基準額)

第3条 月額報酬は、理事長のみに支給するものとし、月額1,200,000円とする。

2 退職慰労金は、理事長のみに支給するものとし、その額は次の算定式による。

最終月額報酬額×在任年数

なお、在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

## (始業・終業時刻等)

第4条 月額報酬対象役員は始業及び終業の時刻については、フレックスタイム制とし、午前8時30分から午後5時30分を基本に当該役員は自主決定に委ねるものとする。

2 標準となる1日の労働時間は、8時間とする。

## (清算期間)

第5条 清算期間は1ヶ月とし、毎月1日を起算日とする。

2 各清算期間に労働すべき総労働時間は、160時間とする。

3 清算期間における勤務時間が、前項の労働すべき総労働時間に満たなかった場合は、基本給のうちその満たない時間に相当する部分の額は支給しない。

## (休日)

第6条 月額報酬対象役員は土曜、日曜、及び祝祭日を基本とし、第5条第2項に規定する総労働時間の範囲において、各自の判断により取得する。

## (就任又は退任等の場合の報酬の取扱い)

第7条 計算期間の途中で新たに月額報酬対象役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は、暦日により日割計算の上支給する。

## (計算期間、支給日及び支給方法)

第8条 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とする。

2 月額報酬の支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が金融機関休業日に当たるときは、原則として順次前日に繰り上げるものとする。

3 報酬は現金又は各役員指定預貯金口座振込により全額支払う。

(控除金)

第9条 月額報酬から本会は所得税、住民税、社会保険料並びに本会の立替金等を控除する。

(その他)

第10条 第2条にかかわらず、決算及び次年度当初予算にかかる理事会に出席した役員及び定時及び3月の評議員会に出席した評議員には、日当として16,500円を支払うことができる。ただし、評議員及び役員の一人名あたりの各年度の総額が33,000円を超えない範囲とする。

2 第1項にかかる控除金については、第9条を準用する。

(改正)

第11条 この規程を改正、廃止するときは、評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は昭和63年1月1日より実施する。

この規程は平成元年4月1日より実施する。

この規程は平成2年6月1日より実施する。

この規程は平成7年4月1日より実施する。

この規程は平成15年10月1日より実施する。

この規程は平成18年4月1日より実施する。

この規程は平成19年4月1日より実施する。

この規程は平成20年2月1日より実施する。

この規程は平成29年4月1日より実施する。

この規程は平成29年7月1日より実施する。

この規程は平成31年4月1日より実施する。